

君津市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定 検討専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定、及び都市再生特別措置法81条第1項に規定する「立地適正化計画」を策定するに当たり、君津市総合計画の都市計画分野における目標の実現を図るため、君津市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 君津市の都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に係る必要な事項に関すること

(組織)

第3条 専門委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で活動する団体の関係者
- (3) 市民
- (4) 千葉県
- (5) その他市長が必要と認める者

3 専門委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から都市計画マスタープランが改定及び立地適正化計画が策定される日までとする。

(会議)

第5条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、委員が会議に出席できない場合、その代理人による出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は建設部建設計画課に置き、会務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、都市計画マスタープランが改定及び立地適正化計画が策定された日限り、その効力を失う